

令和6年度 第4回学校運営協議会



- 資料 1 学校運営協議会名簿
- 資料 2 学校運営協議会について
- 資料 3 6年生を送る会
- 資料 4 入学式等資料
- 資料 5 令和7年度 学校経営方針（案）
- 資料 6 学校だより（3学期分）

令和7年2月26日（水）

朝霞市立朝霞第十小学校

第 4 回 学 校 運 営 協 議 会

令和 7 年 2 月 2 6 日 (水)

朝霞第十小学校 会議室

【 次 第 】

- 1 授業参観
・「6年生を送る会」を参観 (8 : 4 5 ~ 9 : 4 0)
傍聴人の確認
- 2 開 会 (9 : 4 5)
- 3 あいさつ
・会長：渡邊美知子 会長
・校長：岩崎英雄
- 4 日程説明
・春日寿一 教頭
- 5 学校評価について (9 : 5 5)
- 6 令和 7 年度学校経営方針について
- 7 令和 7 年度学校運営協議会委員について
- 8 意見交換
- 9 閉 会 (1 1 : 0 0)

令和6年度 学校運営協議会名簿

朝霞第十小学校

	委員	氏 名	主な経歴（現在の職業・役職を含む）
1	1号	関口 博信	溝沼第二町内会会長
2	1号	榎本 明美	民生委員・児童委員
3	2号	原山 由佳	十小子どものための会副会長
4	3号	小島 真知子	青少年育成市民会議副委員長
5	3号	荒川 教子	学校応援団コーディネーター
6	3号	原 賢治	朝霞ぐらんぱの会代表理事 民生委員・児童委員
7	4号	金子 和人	青少年育成市民会議理事
8	4号	渡邊 美知子	学校薬剤師
9	4号	矢田 敦子	朝霞市こども相談室相談員 元朝霞第十小学校長
10	5号	岩崎 英雄	朝霞第十小学校長

学校運営協議会について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6

- 1 教育委員会は、学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - ① 対象学校の所在する地域の住民
 - ② 対象学校に在籍する児童の保護者
 - ③ 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④ その他教育委員会が必要と認める者
- 3 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。

- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員本人から退任の申出があったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3 朝霞第十小学校 学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第十小学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

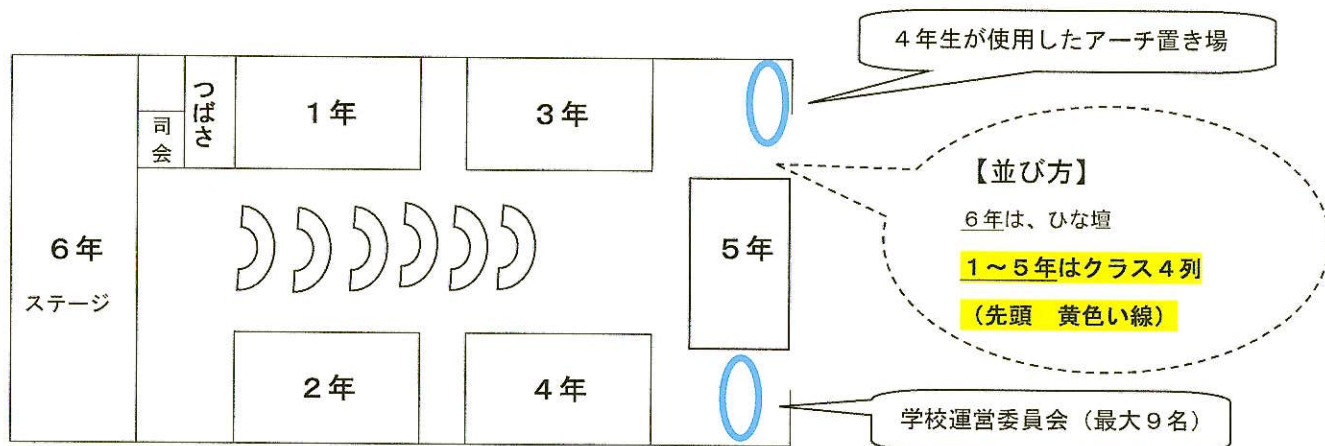
6年生を送る会

令和6年1月8日（水）特活部

- ねらい 1～5年生：6年生の卒業を祝い、感謝と激励の気持ちを伝える。
6年生：祝いの気持ちを受け取り、自分たちの成長と感謝の気持ちを伝える。

- 日時・場所 2月26日（水）8：45 開始 9：40 終了
8：30～35 クラスで健康観察
8：35～40 1～5年生 体育館へ移動

3. 内容



- 6年生入场（♪BGM）（花のアーチ）1～5年生は、拍手。
- はじめの言葉
- 各学年からの出し物
（つばさ→1年→2年→3年→4年→5年→6年）
- 校長先生の言葉
- 終わりの言葉
- 6年生退場（♪BGM）（花のアーチ）1～5年生は拍手。
- つばさ、1～5年生退場

4. 各学年、委員会等の取り組み、分担

- 学年の出し物…1～5年生、つばさ 4分以内
6年生 5分程度

- 花のアーチの花作り 4年
- 花のアーチ持ち 6本 12人・・・（4年生 大池）
- 進行・・・代表委員会（塩澤・堀越・黒川）
- 入退場 BGM、マイク準備・・・情報部に依頼
- 入場合図（塩澤・堀越）

赤・水色・黄色・緑 各 80 個
ピンク・白 各 160 個（入学式・卒業式用）

5. 体育館使用（リハーサル）

★2月25日（火）前日リハーサル

★ひな壇

前日リハーサルまでに準備5年生

終了後片付け6年生

朝	つばさ
1校時	1年
2校時	2年
3校時	3年
4校時	4年
昼休み	司会・アーチ
5校時	5年
6校時	6年

2月25日（火） 昼休み ➡ 司会・アーチ（4年生）

体育館体育の調整をお願いします。

6. 時数 行事1時間（児童会活動）＊練習は行事に入りません。

6. その他

- ・6年生の出し物で、移動があったり、参加型で動きがあったりする時は、事前に知らせておいてほしい。
- ・6年生への胸花渡しは、1年生の出し物の中で行います。

令和7年度 第25回入学式

令和7年2月7日(金)
入学準備委員会(教務部)

1 目的

- 新入生に対し、入学の喜びを味わわせるとともに、学校生活への新たな意欲をもたせる。
- 儀式を通して学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、自己の成長を確認するとともに、新しい集団への期待感をもたせる。
- 新入生の入学を祝うとともに、学校を代表して温かく迎える態度を養う。

2 期 日

令和7年 4月9日(水) 短縮40分3時間授業

- ・受付 午後 12時50分 ~ 午後 1時00分
- ・入学式 午後 1時20分 ~ 午後 2時00分 (1年生を待って開始)
- ・学級活動 式終了後(入学記念撮影を含む)

3 式 場

朝霞市立朝霞第十小学校 体育館

4 参加者

新入学児童 78 + 2名 (1月8日現在) (つばさ1組に2名) 教職員

体育館に入る保護者等の人数制限はしない。

※今年度も3クラス。

※HPとtetoru配信で連絡。(受付時間を守るように明記する。)

5 式次第

式次第・内容	役割分担	時間(目安)
新入生入場	司会 主幹教諭 CD(音楽部) 誘導係(2年担任、6年代表児童6名)	13:20(2分)
(1) 開式の言葉	教頭	13:22(1分)
(2) 国歌斉唱	ピアノ伴奏(音楽部)	13:23(2分)
(3) 学校長お祝いの言葉	校長	13:25(7分)
(4) 教育委員会の言葉		13:32(5分)
(5) 来賓お祝いの言葉	市長のみ・子ためなし	13:37(4分)
(6) 来賓紹介・祝電披露	教頭 ※祝電は、掲示場所の紹介のみ(司会)	13:41(2分)
(7) 担任紹介・職員紹介	校長	13:43(5分)
(8) 新入生を迎える言葉(校歌斉唱含む)	6年児童 ひな壇使用 ピアノ伴奏(音楽部)	13:48(6分)
(9) 1年生の歌『さんぽ』(1番1回)	音楽部 ()	13:54(2分)
(10) 閉式の言葉	教頭	13:56(1分)
新入生退場	CD(音楽部) () 誘導係(2年担任、6年代表児童6名) 写真撮影・学級指導の指示	終了予定 13:57 ~14:00

6 式場について

※教室への移動は、前から順に担任が児童を引き連れて移動する。(2年担任が補助)

※初任者がいる場合は、旧1年担任も補助につく。

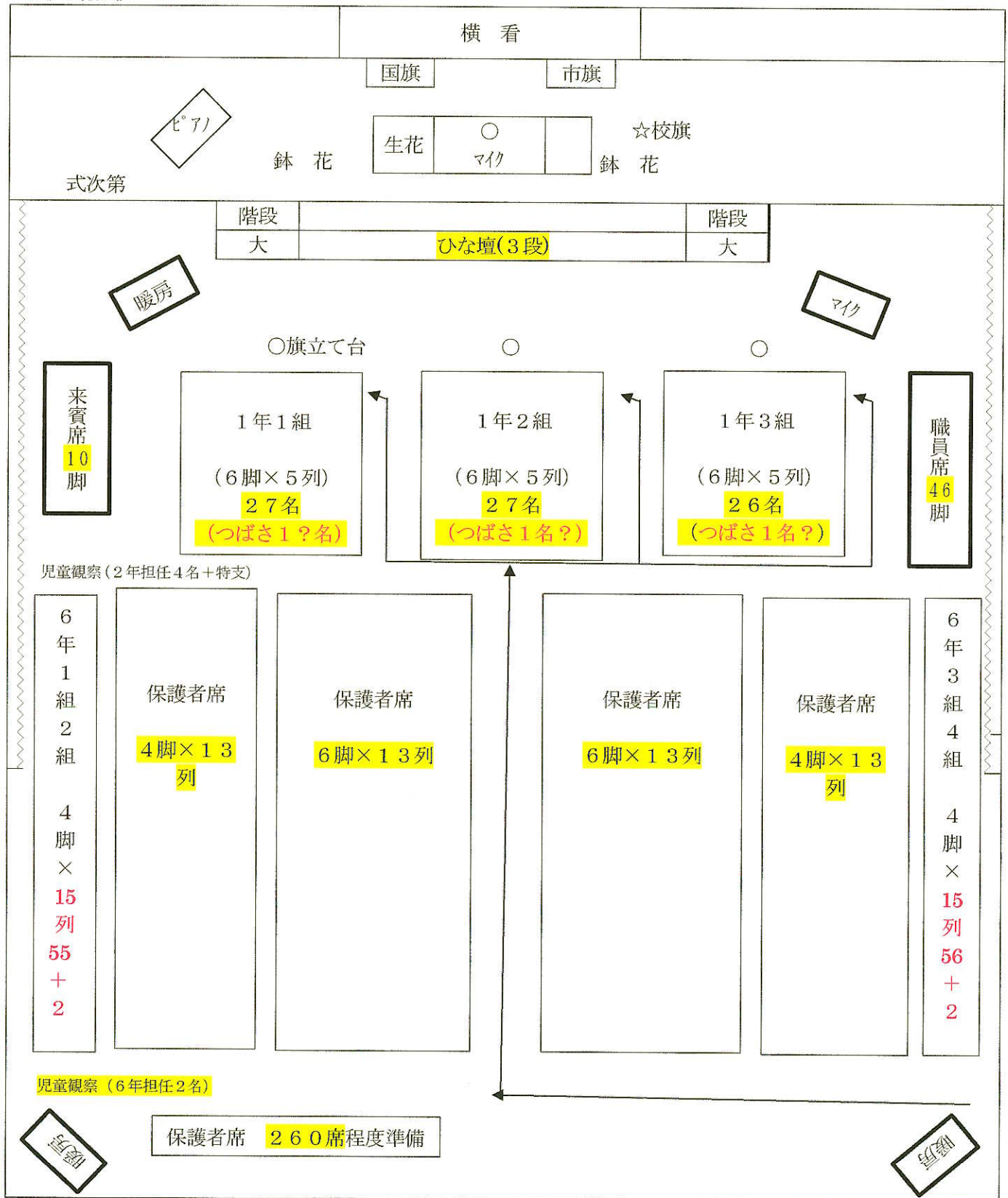
※写真撮影時は職員の椅子とひな壇を利用する。

※換気の為に、道路側と体育館入り口の扉を開けておく。

※暖房は朝点火して昼食後に切り、受付前に体育館更衣室に片付けておくようにする。(5年)

※カメラの三脚については、自席からの使用に限定する。

《式場図》



※来賓受付は職員玄関前、保護者受付はホール中央にて行う。

※保護者席をなるべく新入生に近づけるようにする。

※1年生は2年生の椅子を使用する。

※ひな壇は、予め出しておく。

※写真撮影時に差し支えるようなら、保護者席の移動をお願いします。

※撮影時保護者は後方でお待ちいただく。

※手の空いた教職員は職員室にて待機。1年生下校後片付け。

令和7年度 学 校 経 営 方 針 (案)

校 長 岩 崎 英 雄

1 学校経営方針の策定に向けて

学校は、全教職員による叡智と情熱を結集させ、子供たちの現在と未来の幸せにつながる教育を進めていく場であり、組織的にかつ有機的、計画的に教育活動を推進していかなければならない。学校経営は、いかにして組織全体の活動によって、教育の効率を高め、成果を上げていくかが問われており、組織体としての学校を成立させている「教職員」「保護者」「地域」が、それぞれの役割を自覚し、協働によって職責を遂行し、学校教育目標の具現化を目指さなくてはならない。今年度は開校から25年目を迎え、これまで朝霞第十小学校が築いてきた伝統を継承するとともに、より魅力ある学校づくりを目指していく。

さらに、学校経営方針の策定に向けて、『埼玉県教育大綱』及び『第4期埼玉県教育振興計画』の基本理念(『豊かな学びで未来を拓く埼玉教育』)と基本目標、『埼玉県小学校教育課程編成要領』、『指導の重点・努力点』を抑えた。そして、『第2期朝霞市教育振興基本計画』の基本理念(『心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育』)と基本方針を踏まえ、目指す学校像や今年度の学校経営方針に活かすようにした。

2 学校教育目標・目指す学校像・児童像・教師像について

学校教育目標

『社会に生きる「生かす力」の育成』

「い」意欲ある子、「か」考える子、「す」健やかな子

目指す学校像

「豊かな学びで楽しさと笑顔あふれる朝霞十小」

「学校力」…豊かな学びを実現し、笑顔と活気あふれる信頼される学校

- 学習指導要領を踏まえ、子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、豊かな学びの実現を目指します。
- 児童や地域の実態を踏まえ、多様なニーズに対応した教育を推進します。
- コミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校を目指します。
- 子供・教職員・保護者にとって「よりそい」「やさしさ」のある学校を目指します。
- 全ての教育活動を通して、できた楽しさ、分かった楽しさ、学ぶ楽しさ、ふれ合う楽しさが笑顔に変わる学校をつくります。

目指す児童像

「人間力」・・・当たり前のことが当たり前にできる子供

- 基本的な生活習慣が身に付き、規律ある態度で凡事徹底できる子を育てます。
- 自ら課題を見付け、その解決に向けて試行錯誤する意欲ある子を育てます。
- 落ち着いて考え、自分の思いや考えを表現できる子を育てます。
- いじめを許さず、人権感覚を身に付けた思いやりのある子を育てます。
- 体力の向上を目指すたくましい子を育てます。
- 夢や志を持ち、その実現に向け目標をもって努力できる子を育てます。

目指す教師像

「教師力」・・・高い倫理観と使命感、自覚と誇りを持ち、学び続ける教師

「チーム力」・・・フットワーク・ネットワーク・チームワークで、保護者や地域の 信託に応えるチーム朝霞十小

- 子供たちの将来を預かる重大な責務があることを自覚するとともに、絶えず高い倫理観と使命感を持ち、朝霞十小の教職員であるという誇りもつ教職員を育てます。
- 常に学び続け、多様なニーズに応えられる資質や能力を育て、高い指導力（授業と生徒指導が上手い）をもった教職員を育てます。
- フットワークよく率先垂範できる教職員を育てるとともに、学級間・学年間・低中高ブロック間のネットワークを構築しチームワークのある職場づくりを行います。
- 学校間、学校と家庭・地域間のネットワークを活用できる教職員を育てます。
- 児童、保護者、教職員との「よりそい」を大切にする教職員を育てます。

3 学校経営方針

令和7年度の学校経営方針

- ①Cから始めるPDCAの検証改善サイクルに沿って、現在の教育の重要課題を重点化し、不易と流行の視点から教育活動を推進する。
- ②各種教育活動や取組は、目標やねらい等原点に立ち返って見直し・改善を図り、25年目を迎える学校として、よりよい校風と伝統を構築する。
- ③豊かな学びの機会を保障し、社会に生きる「生かす力」（確かな学力、豊かな心、健康やかな体、自立する力）を身に付けた児童を育成する。
- ④地域の宝である子供を真ん中に据え、コミュニティ・スクールとして学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開する「地域とともにある学校」「保護者・地域から応援してもらえる学校」を目指す。
- ⑤学校を取り巻く環境が変化する中で、「安心・安全な学校」づくりを推進するとともに、「子供たちが通いたい学校」・「保護者が通わせたい学校」・「教職員が働きたい学校」づくりを推進する。
- ⑥教職員のライフステージに応じて、意図的・計画的に一人一人の資質・能力の向上に努めるとともに、風通しがよく、教職員一人一人が「やりがい」「働きがい」のある、あたたかな職場づくりを進める。

学校経営方針のポイント

① について

- 令和7年度においても「学力と体力の向上」を重点課題とする。各種調査等の結果を踏まえ、「確かな学力」の定着と「体力の向上」に向けた取組を行う。
- 目の前の児童をみて、どういう状況にあるかを「判断（評価）」（C）する。そして、その「評価」をもとに目指す児童像や目標に向かって、具体的な方策を「計画」（P）し、「実践」（D）する。実践する際には、改めて目の前の児童の状況を見て、取組の成果を「検証」（C）する。そして、それを元に、修正を加えたり、「改善策」（A）を考えたりする。こういった取組を、学校全体、そして各教室で日常的に展開していく。
- 「不易」にあたる「教育に関する3つの達成目標」の「学力」・「規律ある態度」・「体力」を定着するとともに、「道徳性」や「伝統や文化、郷土を愛する態度」を身に付け、伸ばす教育を行う。
- 「流行」にあたる学習指導要領で示された「主体的・対話的で、深い学び」の追求＝「豊かな学び」を通して、授業改善を図る。さらに「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、新時代の教育を推進するとともに、タブレット端末の効果的な活用を構築し、豊かな学びの実現を目指す。
- 体育的活動の充実と食に関する指導、健康教育の充実を通して「健やかな子」の具現化を図る。
- 「いじめ、不登校への対応」や「多様なニーズへの対応」を通して、インクルーシブ教育及び特別支援教育の視点・ユニバーサルデザインの教育の視点に立ち、一人一人の児童に寄り添った教育を展開する。

② について

- 各種教育活動の基本は、目標（ねらい）にある。したがって、その目標を達成するために戦略を立て、具体的な取組を考え、実践していく。
- 全ての教育活動は、子供のためにある。目の前の子供をどのように伸ばしていくか、できないところだけに目を向けるのではなく、少しでもできたこと・伸びたことを認め、褒めることで、自信をもたせ、自己肯定感、自己存在感をもてるようにする。
- これまでの取組をスクラップ&ビルドの視点から見直し、改善（スリム化）を進める。

③ について

- 予測困難な時代の中で、「不易と流行」を意識しながら、その時代に合わせた教育活動ができるよう、見直しと検討を進めながら、豊かな学びの機会を保障する。
- 学校応援団やおやじの会、地域、企業、NPO等の持っているコンテンツを効果的に教育課程に取り入れた「社会に開かれた教育課程」の編成を行う。
- 児童の実態を踏まえ、課題を重点化し、それらを解決・改善するための「社会に生きる「生かす力」」を身に付けさせるためのカリキュラム・マネジメントを進める。
- 全教育活動を通して、道徳的判断力・心情・実践意欲・態度を育てる。校内環境を整備し、意欲や態度の育成につなげる。
- 「キャリア・パスポート」の取組を通して、自立する力を育成する。

④ について

- 「子供たちは、学校で学び、親の愛情によってはぐくまれ、地域の中で育つ。」という理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開できるようにする。そのために、学校公開の機会を利用したり、各種たよりの配信やホームページの内容を充実させたりすることで、本校の教育活動を知ってもらう。
- 5年目となるコミュニティ・スクールについて、学校運営協議会委員をはじめ、子どものための会・学校応援団、地域に対して、情報を共有し、子供たちに何ができるかを学校とともに考える。
- 学校に対する信頼を得て、保護者・地域から応援してもらえる学校づくりをするために、「クイックレスポンス」を心がける。縦（管理職・各主任）と横（学年間・ブロック間・分掌間）の報告・連絡・相談を欠かさないようにする。
- 保・幼・小・中学校間の連携を強化し、取組内容を充実させていく。近隣の保・幼との連携を通して、「小1プロブレム」への対応や朝霞第三中学校との連携を通して、「中1ギャップ」の解消に向けて、具体的な策を講じていく。

⑤ について

- 登下校および家庭での交通事故防止をはじめ、災害時の避難行動等において、自分の身は自分で守る子供を育成していくことが重要である。
- 開校25年目をむかえ、施設・設備の課題も見られ、子供の安全を第一優先に、施設・設備による事故の防止及び安全管理を進める。また、外壁等の大規模改修に伴い、できる限り教育活動に支障が無いよう、市教委と連携し計画的に進めていく。
- 『あさか防災ガイド&マップ』の周知をするとともに、校内の防災マニュアルの見直しを図る。また、地震等で避難所として開設された際に、『避難所運営マニュアル』を策定し、役割分担等も確認する。地域の防災組織との連携を図る。

⑥ について

- ベテラン・中堅教員のもっている指導力や経験のノウハウを日頃のコミュニケーションや研修をとおして継承していく。
- 引き続き、業務内容や教職員一人一人の働き方を見直し、勤務時間の削減や負担軽減に向けた取組を進める。また、「ふれあいデー」「全校5時間の日」を設け、積極的に定時退勤や休暇等を奨励していく。
- 埼玉県内の懲戒処分件数が引き続き多い状況にある。本校からは教職員事故を出さない、という決意の下、教職員の事故防止に向けた取組を定期・臨時で行う。
- 若手からベテランまで、教職員一人一人が「やりがい」「働きがい」のある、あたたかな職場づくりを進める。
- 学年内や学年間、分掌間相互にコミュニケーションを取り、報告・連絡・相談・確認・見届けをしながら、仕事を進めたい。教員相互のコミュニケーションを取る第一歩は、明るい挨拶と労いの声かけから。そして、よりそいながら、風通しのよい職場環境を進めて行く。
- ライフステージに応じた教職員の資質の向上の場をつくる。